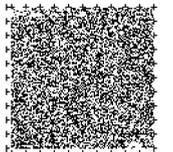
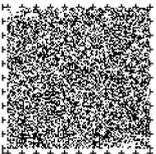

第3章 計画の基本的な考え方





1. 計画の基本理念と基本方針

豊島区では、区民等の参画と協働を基本とした基本構想に掲げる将来像「未来へ ひびきあう人 まち・としま」の実現に向け、その具体化を図る基本計画と整合性を図るとともに、以下の理念・方針のもと地域保健福祉の推進を図ります。

基本理念

「個人の尊厳が守られ、
すべての人が地域でともに支え合い、
心豊かに暮らせるまち」

基本方針

① 人間性の尊重と権利の保障

高齢者、障害者、子ども、外国人をはじめとする、すべての区民の人間性が尊重され、心身の機能が低下した場合においても一人ひとりの権利が守られるよう制度の普及、活用を推進します。

② 自己決定の尊重

保健福祉サービスを利用するにあたり、区民一人ひとりの自己選択、自己決定が尊重され、個人としての自己実現を図れるよう支援します。

③ 健康で自立した地域生活の促進

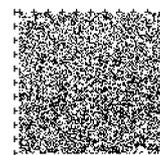
すべての区民がそれぞれの状況や能力に応じ、必要な支援を受けることにより、主体的に社会参加し、健康で自立した地域生活が営める仕組みを構築します。

④ 区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉の推進

主体的に活動する区民をはじめ、ボランティア、NPO法人、地域活動団体等と区が協働することにより地域保健福祉を推進する「新たな支え合い」による地域社会を築きます。

⑤ サービスの総合化

身近なところでの総合相談や、サービスの適切な利用を支援する体制を構築するとともに、保健・医療・福祉の連携をさらに進め、雇用・住宅・交通・教育などのさまざまな生活関連分野との連携を図り、総合的な支援を行います。



2. 施策の方向性

「豊島区地域保健福祉計画」における「地域共生社会」の実現に向けた施策展開とともに、その個別計画である障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画では、障害者基本法や障害者差別解消法などの理念や考え方に準じ、理解促進や差別解消、地域生活や社会参加への支援など、多様な施策を展開していきます。

障害者基本法では共生社会の実現に向けた基本原則として、すべての障害者に対し、「あらゆる分野の活動に参加する機会」「どこで誰と生活するかについての選択の機会」「意思疎通のための手段についての選択の機会」「情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会」を確保し、拡大することが定められています。またそのために、障害を理由とした差別や権利・利益侵害を禁止するとともに、参加と選択の機会を妨げる社会的障壁の除去または合理的な配慮を求めています。

障害のあるかたが、自己決定と自己選択によりその人らしく主体的に暮らしていくためには、意思決定の支援にも配慮しつつ、本人の権利が尊重され、差別されることのない地域づくりを進めていく必要があります。

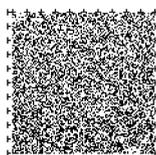
加えて、障害のあるかたが慣れ親しんだ地域で社会生活を営むことができるよう、就労をはじめ、さまざまな社会参加の機会をもてるように環境を整備し、地域の中で支え合う社会の実現が求められています。

本計画においては、障害のあるかたの視点に立って、地域社会への働きかけや地域での包括的な生活支援や相談体制の充実、就労や社会参加の支援など、幅広い施策に取り組めます。

特に、近年ニーズが増加している発達障害、難病患者、高次脳機能障害、医療的ケアの必要なかた、障害児などへの支援を行います。また、介助者の高齢化や親亡き後の問題など、障害者施策だけでは十分に対応できない複合的な支援ニーズに対して、地域のさまざまな主体がネットワークを形成し、互いに支え合うことができるよう、区民・行政・関係機関が一体となった「地域共生社会」の実現に向け取り組んでいきます。

これまでになかった喫緊の課題として、新型コロナウイルスなどの感染症についても対応が求められています。

こうした新たな課題が生じた際にも、障害福祉サービスが停滞することのないよう、迅速かつ適切に対応できる体制づくりを進めていきます。



3. 施策の体系

豊島区の地域特性や地域資源の現状とともに、国や東京都の施策の方向性を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、次の10の施策を推進していきます。

1 新たな支え合いの推進とコミュニティソーシャルワーク機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者理解の促進 ・ 地域における支え合い活動の促進と担い手との連携 ・ 外見上ではわかりにくい障害の周知・啓発 ・ 地域生活支援拠点を活かした支え合いの推進
2 包括的な相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を活用した相談体制の充実 ・ 包括的な相談のための分野横断・連携強化 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3 ニーズの早期発見・早期対応の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における見守りの推進 ・ 予防の取組みの強化 ・ 相談体制の充実
4 地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談支援体制の充実とネットワークの構築 ・ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実 ・ 障害児支援体制の強化
5 就労支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労と職場定着への支援 ・ 工賃向上への取組み
6 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の権利を守る取組みの充実 ・ 成年後見制度の普及・啓発および利用促進 ・ 障害者虐待の早期発見・早期対応 ・ 障害を理由とする差別解消に向けた取組みの推進
7 保健福祉人材の育成とサービスの質の確保および向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等に係る研修等の活用 ・ 障害福祉サービスの質の向上に向けた取組み ・ 計画的な指導検査の実施
8 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災対策を通じた地域づくり ・ 福祉救援センターの開設 ・ 感染症等への対応
9 福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセシビリティの強化（バリアフリーのまちづくり） ・ 情報アクセシビリティの強化
10 福祉と文化の融合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化・芸術活動の振興 ・ 社会参加の促進

